

議案第45号

葛飾区個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い、葛飾区個人情報保護委員会の所掌事項に特定個人情報保護評価に係る事項を加えるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区個人情報保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条、第17条の2第2項、第19条第1項及び第19条の2第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第20条第3項第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第26条第2項を次のように改める。

2 保護委員会は、次に掲げる事項を行うほか、保護制度の運営について、執行機関に対し、建議することができる。

(1) 執行機関の諮問に応じ、保護制度の運営に関する重要事項について審議し、答申すること。

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により執行機関から意見を聴かれた場合において、意見を述べること。

第26条第4項中「12人」を「13人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第26条第4項の規定により葛飾区個人情報保護委員会の委員（以下「委員」という。）の人数を増加する場合には、当該人数の増加に伴い新たに委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成28年6月7日までとする。